予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:土木費 項:都市計画費 目:建築指導費

事 業 名 建築物震後対策推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

部 建築指導課 建築物地震対策推進係 電話番号:058-272-1111(内4789)

E-mail: c11655@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

3,144 千円 (前年度予算額:

3,537 千円)

<財源内訳>

< W1 WW L. 1	14/1/								
				財	源	内	訳		
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3, 537	0	0	0	0	0	0	0	3, 537
要求額	3, 144	0	0	0	0	0	0	0	3, 144
決定額									

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

- ・大地震により被災した建築物や宅地について、余震等による倒壊等の危険性を診断することによって、建築物の使用の可否を応急的に判定し、余震等による二次災害の防止を図ることが重要である。
- ・判定に従事する被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を養成するほか、県及び市町村の震後対策等の判定実施体制及び支援体制の整備に係る経費を要求する もの。

(2) 事業内容

- ①岐阜県被災建築物応急危険度判定士の更新登録・養成
 - ・新規登録者数:200名(予定)
 - · 更新登録者数: 270名(予定)
- ②応急危険度判定体制の整備等
 - ・岐阜県建築物地震対策推進協議会の運営
 - ・判定訓練、演習の実施等

(3) 県負担・補助率の考え方

・応急危険度判定士の登録は知事登録となっており、県が主体となって行う事業である。

(4)類似事業の有無

• 無

3 事業費の積算 内訳

・ ナルス・ステーコル				
事業内容	金額	事業内容の詳細		
旅費	587	講師旅費、業務旅費		
需用費	1, 582	講習会テキスト代、判定資機材		
役務費	458	文書郵送料		
その他	517	講師報償費、会議室使用料		
合計	3, 144			

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

「岐阜県地域防災計画」

・被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

(2)後年度の財政負担

・応急危険度判定士の養成及び登録は毎年度実施しており、更に5年ごとの更新制度であるため、事業の継続が必要

(3) 事業主体及びその妥当性

・事業主体:県(応急危険度判定士については知事登録)

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を確保し、判定の実施体制及び支援体制の整備を図ることで、大地震の被災時における迅速な判定活動により、余震等による二次災害を防止できる体制を整備する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (H6)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R5)	達成率
被災建築物応急危 険度判定士数	0人	2,339人	2,500人	2,500人	2,500人	93.6%

(これまでの取組内容と成果)

\ _ 10	より状態が一般大力
令和2年度	大地震発生を想定した市町村や関係団体との連絡訓練により、被災時の連絡体制の確認を行った。 また、被災建築物応急危険度判定士養成講習を2回開催し、515名(新規10 2名、更新413名)の判定士の確保を図った。
令和3年度	大地震発生を想定した全国協議会との連絡訓練により、被災時の連絡体制の確認 を行った。 また、コロナ対策のため被災建築物応急危険度判定士養成講習会は中止したもの の、更新対象者に積極的に働きかけ、459名の登録更新者を確保した。
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加 指標① 目標: 実績: 達成率: %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
- 3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

(評価) 2 南海トラフ地震等の発生が予想されており、被災後の二次災害防止対策として、速やかに応急危険度判定を実施することができる体制の整備と維持が重要であり、事業の必要性が高い。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない
- 0:ほとんど成果が得られていない

(評価) 1 コロナ禍の影響で、令和2年度から養成講習会の中止や会場の人員規制により、新規登録者の確保が困難な状況が続いており、目標の2,500人を若干下回っている。

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
- 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 1 平成24年度から被災建築物応急危険度判定士の登録申請手続きを電子メールで可能とすることにより、事業実施の効率化を図っている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

大地震発生時には交通手段が制限されることから、被災建築物応急危険度判定士の地域的な偏在が生じないようにする必要がある。

地震発生時に速やかに判定活動ができるよう実施本部となる市町村の支援、判定士を招集するための連絡体制の整備等、継続的な取組みが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

大地震発生に備え、地域的な偏在も考慮した被災建築物応急危険度判定体制の整備を継続的に取り組む。